

tr@velcom by NITTEL

**通信サービスに関する申込取次業務委託
代理店契約書**

株式会社ニッテル

代理店契約書

株式会社ニッテル（以下「甲」という。）と 申込フォームの「お名前（姓）または 会社名」「お名前（名）または 担当者名」（以下「乙」という。）とは、甲が、甲の実施する通信サービスに関する業務の一部を乙に委託することに関し、その基本的条件を取り決めるため、以下の通り代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙1に記載された甲のサービス（以下「本サービス」という。）の申込取次業務を乙に委託し、乙はこれを受託した。

（業務の内容）

第2条 乙は自己の名において甲の代理店として申込取次業務を行うものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は契約調印日から1年間とする。但し、契約期間満了の1ヵ月前迄に甲又は乙のいずれかより更新拒絶の意思表示がなされない場合は1年間自動更新し、その後も同様とする。

（対価）

第4条 甲は、乙が遂行した申込取次業務の手数料として、業務委託手数料（以下「手数料」という。）を乙に対して支払うものとする。なお、手数料の対象、手数料の割合、手数料の支払条件などの詳細については、別途甲が定め乙に対し書面にて通知するものとする（別紙1）。また、甲は、支払条件に基づき、乙の指定する銀行口座（別紙2）に振込送金するものとし、振込送金手数料は甲の負担とする。

（販売価格）

第5条 販売価格は、甲の定めるところによるものとする。なお、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、甲が指定する販売価格の範囲内で割引の割合を設定し、申込取次をことができる。

（報告義務）

第6条 甲は、毎月末日迄に、乙が申込取次をした本サービスの顧客リスト、売上金額、支払金額及び手数料の金額を記載した報告書を乙に提出するものとする。

(資料提供)

- 第7条 乙は、本業務を遂行する上で必要な素材、原稿、資料等（以下「必要資料等」という。）がある場合には、甲に対し、必要資料等を遅滞なく無償にて提供するよう求めることができる。
2. 甲は、必要資料等に第三者の権利の目的物が含まれる場合には、あらかじめ乙が本業務を遂行する上で必要な許諾を得た上で、必要資料等を提供する。

(秘密情報)

- 第8条 甲及び乙は、相手方から入手した秘密情報を、自己あるいは第三者の利益のために使用したり、漏洩したり、何人あるに問わず、入手権限を有しないものに伝達したりしてはならない。本条に定める義務は、本契約終了後といえども、法の要求により開示する場合を除き、当該秘密情報が、被開示者の責に帰すべき事由によることなく公知となるまで継続する。

(損害賠償)

- 第9条 本契約に違反した当事者は、故意又は重過失がある場合に限り、当該違反に起因又は関連して相手方が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償する。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わない。

(責任)

- 第10条 甲は、いかなる場合にも、甲の責に帰さない事由から生じた損害、甲が予見可能であった特別の事情から生じた損害、甲の責に帰さない事由から生じたデータ、プログラム等無体物に対する損害、逸失利益及び乙の責めに帰すべき事由により生じた第三者からの損害賠償請求に基づく乙の損害については、一切の責任を負うものではないものとする。また、乙は、いかなる場合にも、乙の責に帰さない事由から生じた損害、乙が予見可能であった特別の事情から生じた損害、乙の責に帰さない事由から生じたデータ、プログラム等無体物に対する損害、逸失利益及び甲の責めに帰すべき事由により生じた第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害については、一切の責任を負うものではないものとする。なお、甲が申込者に対し実施する通信サービスの内容、及び甲と申込者との契約関係の一切について、乙は免責とする。

(内容変更)

- 第11条 本契約の変更是甲乙双方の記名捺印した書面によってのみ行う。
2. 甲は、30日前の通知により本契約の別紙に定める本サービスの内容、料金、請求方式を変更できるものとする。また、甲が乙に変更を通知した場合には、乙はかかる変更の効力発生日までに甲に対し書面による通知を行ない、本契約を解約出来るものとする。乙が変更の効力発生日以降も引き続き当該の本件サービスの申込取次を継続する場合には、乙は、当該変更に同意したものとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙が次の各号に該当したときは、相手方は、何ら催告することなく本契約を解除することができる。

1. 報告を何度も遅延するなどして、甲乙間の信頼関係を著しく害したとき
2. 他の債務につき、保全処分、強制執行、競売または破産の申立てがあったとき
3. 公租公課の滞納処分を受けたとき
4. 監督官庁から営業停止又は取消等の処分等を受けたとき
5. 反社会的勢力であることが判明したとき、又はその虞がある合理的な事実が判明したとき
6. 本契約の各条項に違反したとき
7. その他本契約書を継続しがたい重大な事由が発生したとき

(譲渡の禁止)

第13条 甲及び乙は、本契約上の地位もしくは本契約に基づく一切の権利又は義務を相手方の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡し、もしくは担保の目的に供してはならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 甲及び乙は、相手方から開示された個人情報を、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令及びガイドラインを遵守し取扱うものとする。

2. 本契約でいう「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に該当する情報をいう。ただし、クレジットカード番号、口座情報、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、FAX番号、音声情報、写真等の映像情報は、上記の定義に該当するか否かを問わず、単独で個人情報とみなし、取扱うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
3. 甲又は乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

(契約終了)

第16条 本契約の両当事者は、いつ、いかなる事由によっても30日前に相手方に対し書面で通知することにより、または両当事者の合意により本契約を終了させることできる。なお、本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の代理店である旨を表示してはならない。なお、本契約の終了に際し、乙は本契約に基づき甲より受領した甲の資産全てを甲に返却または乙の方法により廃棄処分するものとする。

(協議事項)

第17条 本契約書に定めのない事項、又は、本契約の事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、円満解決をはかるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 本契約の準拠法は日本国法とし、本契約の解釈及び執行に関するあらゆる紛争につき、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため本書のコピーを作成し、甲乙各1通を所持する。

別紙 1

- 申込取次業務を委託するサービス及び手数料一覧（本文第1条、第4条）
 - <国内/国際電話> サービス
 - サービス提供会社：株式会社ニッテル
 - サービス決済金額：日本円
 - 手数料対象：通信料金
 - 手数料割合：10%
 - <携帯レンタル> サービス
 - サービス提供会社：株式会社ニッテル
 - サービス決済金額：日本円
 - 手数料対象：レンタル料金・通信料金（取扱手数料、盗難損害補償料金などを除く）
 - 手数料割合：10%
 - <Wi-Fi レンタル> サービス
 - サービス提供会社：株式会社ニッテル
 - サービス決済金額：日本円
 - 手数料対象：レンタル料金・通信料金（取扱手数料、盗難損害補償料金などを除く）
 - 手数料割合：10%
 - <翻訳機レンタル> サービス
 - サービス提供会社：株式会社ニッテル
 - サービス決済金額：日本円
 - 手数料対象：レンタル料金（取扱手数料、盗難損害補償料金などを除く）
 - 手数料割合：10%
- ※ 手数料について、株式会社ニッテルへの支払いが確認された金額（税抜き）のみ手数料の対象となります。（未払い分は手数料の対象外です。）
- ※ サービス決済金額について、日本円以外の外貨の場合、株式会社ニッテルが報告書を作成する時点の外国為替を参考に計算をし、手数料は日本円でのお支払いとなります。
- ※ 毎月の手数料の合計が 3,000 円未満の場合、翌月と合算して手数料をお支払いいたします。

別紙 2

● 本件契約に関する手数料の決済（本文第4条）

甲は、毎月末日限り集計し、集計日の翌月末日（銀行休業日のときは翌営業日とする）までに下記

乙指定の日本国内金融機関口座に振り込んで支払うものとする。

フリガナ														
預金者名														
金融機関名														
支店名														
預金種目	1. 普通							2. 当座						
口座番号														

● 担当者氏名

● 連絡先電話番号

● 連絡先メールアドレス

@

● 適格請求書発行事業者登録番号
